

令和2年度 指定管理者運営評価シート

所管課

育成センター課

1 公の施設

| | |
|---------|---|
| 公の施設の名称 | 西宮市立高木北留守家庭児童育成センター |
| 所在地 | 西宮市薬師町7番5号 |
| 施設概要 | (1) 建物概要 ア 建築年月日 平成28年3月 イ 建築面積 133.23㎡ ウ 構造 学校余裕教室 (2) 定員 40名(弾力運用時72名) |
| 施設の設置目的 | 児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に適切な遊びと生活の場を与えて健全育成を図る。 |

2 指定管理者

| | | | | | |
|-------|-----|--------------------------|-------|------------------|-----------------|
| 指定管理者 | 団体名 | 株式会社 セリオ | 指定期間 | 開始日 | 平成 28 年 4 月 1 日 |
| | 所在地 | 大阪市北区堂島1-5-17 堂島グランドビル8階 | | 終了日 | 令和 2 年 3 月 31 日 |
| 選定方法 | | 公募 | 評価対象年 | 指定期間 4 年のうち 4 年目 | |

3 指定管理者の業務履行状況

| | |
|-------------------------|--|
| ①施設の維持・管理関係 | (1) 開館時間 ア 小学校の授業日 下校時から午後7時まで イ 小学校の休業日 午前8時から午後7時まで(土曜日は午後5時まで) (2) 休館日 ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで ウ 上記ア・イのほか市長が特に必要と認める日 (3) その他、市と指定管理者が締結する基本協定並びに西宮市立留守家庭児童育成センター条例(昭和63年西宮市条例第81号。以下「条例」という。)及び同条例施行規則(昭和63年西宮市規則第99号。以下「規則」という。)並びに西宮市立留守家庭児童育成センターの設置運営に関する事務取扱要綱等市の関係要綱・要領の規定に基づいて管理運営を行うこと。 |
| | (1) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する目的を達成するために市長が必要と認める業務 (2) 留守家庭児童育成センターの利用申請受付及び利用許可に関する業務 (3) 留守家庭児童育成センターの施設及び設備の維持管理 (4) 留守家庭児童育成センター運営委員会に関すること。 (保護者、小学校代表、地域団体代表など地域の関係者や関係機関による運営委員会の設置が必要です。) (5) その他留守家庭児童育成センター設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務 労働実態調査の結果： 問題なし 調査結果後の指示事項： 特になし |
| ③指定管理者の提案による取組と今後の改善点など | 当初及び指定期間中の提案： 同種事業の実施経験を生かし、人材の投入と育成を図り効率的運営を実施する。 |
| | 取組結果： 指導員の資質向上を図るため、指導員研修を複数回実施している。具体的には、発達障害に関する研修など要支援児童に対する研修を重点的にしている。また、各種マニュアルを整備し、育成センターに常設している。 今後の改善点： 引き続き、各種研修を年間を通して、継続的に実施し、指導員の資質の維持、向上を図る。 |

| 施設利用状況(量)を示す指標名 | 単位 | 28年度(実績) | 29年度(実績) | 30年度(実績) | 元年度(実績) | 2年度(計画) |
|-----------------|----|----------|----------|----------|---------|---------|
| ① 利用人数(4月1日現在) | 人 | 45 | 55 | 71 | 72 | 40 |
| ② | | | | | | |
| ③ | | | | | | |
| ④ | | | | | | |
| ⑤ | | | | | | |

4 利用者アンケート等の結果(指定管理者が実施したもの)

| | |
|-------------------|--|
| ①利用者アンケート等の実施日・手法 | 未実施 ※令和2年3月にアンケートを実施予定であったが、コロナウイルスの影響で登所人数が少なく、アンケートを実施できなかった。 |
| ②利用者アンケート等の結果 | |
| ③結果からの改善点など | 次年度からは実施期間を早めることで、確実に実施できるようにする必要がある。 |

5 指定管理者の安定性や継続性の評価

| | |
|----------------|---|
| ①評価結果 | 指定管理料の範囲内で管理運営を行っている。また、管理運営の安定性については、概ね良好といえる。また、指定管理業務における事業収支については低い評価となっているが、原因については判明しているため指導済である。 |
| ②評価結果を受けての指示事項 | 特になし |

6 指定管理料及びその内訳(指定管理者の収入)

(単位：千円)

| 区分 | H28年度(決算) | H29年度(決算) | H30年度(決算) | R1年度(決算) | R2年度(年度協定額) |
|--------|--|-----------|-----------|----------|-------------|
| 指定管理料 | 14,523 | 14,941 | 12,503 | 14,371 | 20,381 |
| うち光熱水費 | (0) | (0) | (0) | (0) | (0) |
| うち修繕料 | (0) | (0) | (19) | (0) | (25) |
| うち備品費 | (115) | (46) | (39) | (27) | (50) |
| 補足説明 | 「指定管理料」の「うち数」は、その金額が明確な場合のみ記入している。また、「うち数」の合計は、指定管理料と同じではない。 | | | | |

7 使用料等の収納状況(市の収入)

(単位：千円)

| 区分 | H28年度(決算) | H29年度(決算) | H30年度(決算) | R1年度(決算) | R2年度(予算) |
|---------------|---|-----------|-----------|----------|----------|
| 使用料 | 補足説明欄参照 | | | | |
| 光熱水費等使用者負担金収入 | | | | | |
| その他の収入 | | | | | |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 補足説明 | 使用料の徴収は市が直接行っており、育成センターごとの収支状況を指定管理者の運営指標としていないため、使用料収入額は育成(東山台)のシートに全育成センター分をまとめて記入している。 | | | | |

8 市による指定管理者の評価

| | |
|-----------------|--|
| ①モニタリングの結果と総合評価 | 市への利用者のデータ提出時のミスは、昨年度に比べて減少している。コロナウイルスの影響により利用者アンケートが実施できていないため、不足の事態に対処できるような運営をしていく必要がある。 |
| ②指摘事項 | 利用者のデータ等について、正確かつ迅速に市へ提出するように努めること。 利用者アンケートを確実に実施すること。 |